

佐賀県告示第 67 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成 27 年 2 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 都市計画の種類

- (1) 佐賀都市計画道路 3・3・4号 環状西線
- (2) 佐賀都市計画道路 3・4・13号 扇町森田線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 佐賀都市計画道路 3・3・4号 環状西線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 佐賀市新栄東一丁目及び新栄西一丁目地内
- (2) 佐賀都市計画道路 3・4・13号 扇町森田線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 佐賀市鍋島町大字八戸地内